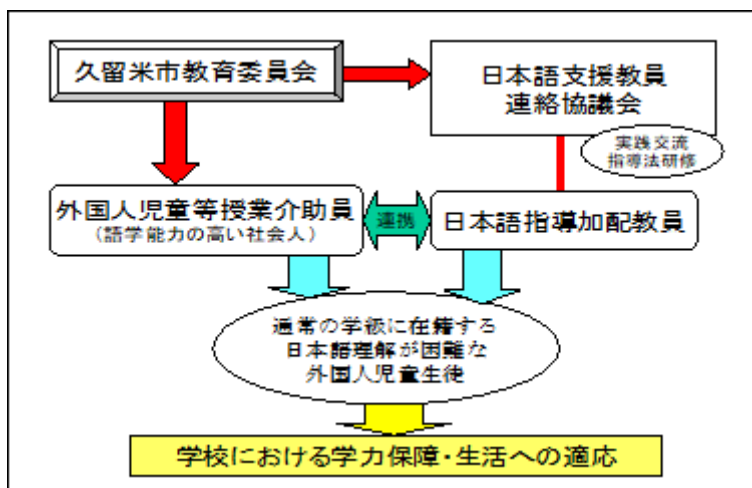


令和5年度 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業  
 (I 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)  
 事業内容報告書の概要

地方公共団体名【 久留米市 】

令和5年度に実施した取組の内容及び成果と課題

1. 事業の実施体制(運営協議会・連絡協議会の構成員等)



2. 具体の取組内容 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること

(1) 運営協議会・連絡協議会の実施

1. 第1回日本語指導担当教員等連絡協議会(1学期実施予定)

※豪雨災害の発生により未実施

2. 第2回日本語指導担当教員連絡協議会(令和5年12月20日)

①各学校からの日本語指導の実態及び協議について

- ・指導方法      ・評価方法      ・保護者との連携
- ・進路保障      ・ICT活用

②特別の教育課程による指導について

- ・「特別の教育課程」による日本語指導を行う場合の年間スケジュール
- ・指導計画の作成と見直し
- ・R5報告及びR6計画の作成について

③今後の日本語指導の在り方について

(2) 拠点校の設置等による指導体制の構築 (必須実施項目)

下記の表のように各学校にコーディネーターを配置し、日本語教育に係る実態把握や指導助言等を行った。次のような取組を校外で提案・実践し、その成果を市立学校に普及した。

(主な取組):  支援体制の構築

サポーターと連携した保護者支援 等

年度	R3	R4	R5
配置人数	2	2	2

(3) 「特別の教育課程」による日本語指導の実施 (※必須実施項目)

日本語指導担当教員連絡協議会(令和5年12月20日)における内容

① 各学校からの指導の実態の一部

【A小学校】における個別の指導状況

取り出しでの個別指導や授業への入り込み指導を行った。DLAを実施し、児童の日本語能力の実態をより客観的に把握して指導に生かした。また、Chromebookを活用した音読支援にも取り組んだ。

【B小学校】における個別の指導状況

日本語指導教員とサポーターで、個別指導や入り込み指導を行った。日本語の理解が困難な保護者に対しても、通信の発行、電話連絡、面談などを通して、丁寧に連携した。

【C中学校】における個別の指導状況

日本語をあまり使おうとしない生徒や、会話には支障がなく国語は小学校高学年の文章が理科できるようになった生徒等の指導・支援を行った。地理・歴史等の学習は難しく、来年度の高校受験に向けた指導・支援がスタートする。

② 特別の教育課程による指導について

児童生徒の日本語能力に応じた特別の指導(日本語指導)が必要な場合の「特別の教育課程」の編成や個別の指導計画についての指導を行った。

(4) 成果の普及 (※必須実施項目)

○2学期実施の連絡協議会における取組の共有

各学校の児童生徒の日本語能力等の実態や指導の実際について情報交換をすることで、効果的な実践や教材・資料等の交流を行った。

○自校内または他校への成果の普及

日本語指導担当教員が各学校に持ち帰り、自校にて情報を共有したり、日本語指導担当教員の共有ドライブを作成し、教材・資料等の共有をできるようにした。

(7) ICTを活用した教育・支援【重点実施項目】

○多言語翻訳機の貸出

○Chromebook の活用及び翻訳機能やアプリの活用

○デジタル教材の活用

○共有ドライブの活用

(10) 日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かるサポーターの派遣

日本語の理解が困難な外国人児童生徒等が在籍している学校に対して、サポーターを派遣し、学校が作成した指導計画に沿って、学習支援及び日本語指導支援、学校生活適応支援、保護者との教育相談及び連絡の支援を行った。

○令和5年度の配置校数 小学校21校、中学校4校

3. 成果と課題 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること

(1) 運営協議会・連絡協議会の実施

○児童生徒の実態に応じた支援方法・内容等について共有することができた。日本語が全く分からないまま転入する児童生徒が増加しており、日本語指導担当教員が在籍していない学校の児童生徒への指導・支援の在り方について、情報交換することができた。

●日本語指導担当教員が在籍していない学校における指導・支援の在り方について検討をしていく。

(2) 拠点校の設置等による指導体制の構築 (必須実施項目)

○コーディネーター配置校を中心に、日本語指導や児童生徒及び保護者に対する具体的な支援策について協議することができ、また、日本語指導担当教員が在籍していない学校における日本語指導について教材の提供を行うなどの支援を行うことができた。

●日本語指導担当教員が在籍しない学校へ転入してくる児童生徒への指導・支援体制について引き続き検討する必要がある。

(3) 「特別の教育課程」による日本語指導の実施 (※必須実施項目)

○個別の指導計画や特別の教育課程編成・実施計画・実施報告の様式や作成のポイントについて確認をしたり、各学校での指導の実際や指導法、資料について情報交換をしたりしたことで、今後解決すべき課題が明確になった。

●特別の教育課程の計画と実施報告を比較し、成果と課題を丁寧に把握した上で、今後の指導に生かす必要がある。

(4) 成果の普及 (※必須実施項目)

○効果的な実践や教材・資料等の情報共有をすることができた。また、日本語指導担当教員が在籍していない学校へ情報提供することができた。

●日本語指導担当教員が在籍していない学校での日本語支援を行うために、さらに情報提供をしていく必要がある。

(7) ICTを活用した教育・支援【重点実施項目】

○日本語が全くできない児童生徒の受入や日本語が堪能ではない保護者の対応に、翻訳機や翻訳機能が大きい役立った。

●日本語指導担当教員が在籍していない学校のサポーターが、日本語支援の際に必要な教材や情報を提供すること、サポーターのICT活用を促進する必要がある。

(10) 日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

○日本語が全くできない児童生徒に対して、学校生活全般について説明したり、授業への入り込みによる学習支援をしたりすることで、児童が新しい環境に適応していく際のストレスや不安の緩和につながった。また、日本語習得(特に、会話)にも大いに役立った。

●支援に必要とする言語が多様化しており、必要な言語を話すサポーターの確保が難しく、また、サポーターを必要としている学校に対して十分な時間を配当することができていない。

	幼稚園等	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校
本事業で対応した幼児・児童生徒数	人 (園)	106人 (21校)	22人 (4校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)
うち、特別の教育課程で指導を受けた児童生徒数		84人 (5校)	32人 (2校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)

4. その他(今後の取組予定等)

○多様な母語に対するサポーターは、新たな人材を発掘、確保する必要があるため、今後も多様な母語に対応できるように関係機関等への協力要請を行ったり、募集チラシ等を作成・配布したりする。

○日本語が全くできない児童生徒の転入の際の日本語指導の在り方について検討していく。

※ 枠は適宜広げること。(複数ページになっても差し支えない) 成果物等があれば別途提出すること。

※ 事業内容報告書の概要は、担当者・連絡先欄を除き、様式9(添付1)の5. 成果イメージ資料のポンチ絵と併せて、文部科学省ホームページで公開する。